

平成 30 年度 貸切バス事業者安全性評価認定制度

評価認定制度等が一部変更されました

平成 29 年 12 月 21 日 公益社団法人日本バス協会

貸切バス事業者安全性評価認定委員会が平成 29 年 12 月 20 日に開催され、平成 30 年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度について論議・決定をいたしました。

主な変更点は下記のとおりですが、申請案内書・評価シートなどの公開は平成 30 年 2 月中旬に日本バス協会ホームページ内の「貸切バス事業者安全性評価認定制度特設ページ」で公開予定です。

【主な変更内容】

1. 申請時期及び認定時期について

平成 30 年度の申請は、新規申請事業者・一ツ星認定事業者・二ツ星認定事業者・三ツ星認定事業者のいずれも 4 月申請となり、認定時期は新規申請事業者が 9 月、更新申請事業者が 12 月認定となりますのでご注意ください。

申請事業者種別	受付期間	認定月日	認定期間
新規申請事業者	平成 30 年 4 月 2 日～	平成 30 年 9 月下旬 予定	平成 32 年 12 月 31 日まで
更新（一ツ星・二ツ星・三ツ星）申請事業者	平成 30 年 5 月 1 日まで	平成 30 年 12 月下旬 予定	

2. 申請条件

過去に死亡事故及び重傷事故について発生した場合の申請条件に変更がありました。過去 2 年間に自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に規定する死者を生じた事故が発生している場合及び過去 1 年間に自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に規定する重傷者を生じた事故が発生している場合は申請することができません。

	平成 30 年度申請条件	平成 29 年度申請条件
死亡事故	過去 2 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に規定する死者を生じた事故が発生していないこと。	過去 2 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に規定する事故(死傷事故)が発生していないこと。
重傷事故	過去 1 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に規定する重傷者を生じた事故が発生していないこと。	

3. 審査項目の変更

衝突被害軽減ブレーキの導入について、平成 29 年度は大型車両のみを審査対象にしましたが、平成 30 年度は全車両数を対象に導入率が 2 割未満の場合は 0 点、2 割以上 4 割未満の場合は 1 点、4 割以上の場合は 3 点とします。

評価基準の番号・項目		平成 30 年度審査項目	平成 29 年度審査項目
3. U⑨-2	運行管理等 (上位評価項目)	衝突被害軽減ブレーキを装着しているか。 ①衝突被害軽減ブレーキの装着率 2割未満 (0 点) ②衝突被害軽減ブレーキの装着率 2割以上 4割未満 (1 点) ③衝突被害軽減ブレーキの装着率 4割以上 (3 点)	大型車両衝突被害軽減ブレーキを装着しているか。 ①衝突被害軽減ブレーキの装着率 1割以下 (-3 点) ②衝突被害軽減ブレーキの装着率 3割以上 (1 点) ③衝突被害軽減ブレーキの装着率 4割以上 (3 点)

4. 再審査

長期にわたり安全性評価認定制度を保持していた事業者が、書類審査にて一部法令遵守事項を満たせない項目があるものの、その内容が運行管理及び整備管理において十分な人数を確保され、安全の確保に支障がない場合については、再審査を実施し、委員会の審議により認定種別を決定します。

【対象事業者】

- 更新申請の書類審査の際に運行管理者の一般講習若しくは整備管理者の選任後研修若しくはその両方の項目を満たせず認定を受けられなかった二ツ星及び三ツ星事業者とします。

【申請時期・認定時期】

- 平成 30 年 1 月 15 日まで申請を受け付け、3 月の認定委員会において審議・決定します。

【審査方法】

- 運行管理者の一般講習若しくは整備管理者の選任後研修若しくはその両方について平成 30 年 2 月末までに受講を済ませていることが確認できた場合には、平成 29 年度貸切バス事業者安全性評価認定制度の書類審査における法令遵守事項を 20 点として総合評価得点を算出する。
- 運行管理者若しくは整備管理者若しくはその両方が法令上定められている必要最低人数を上回って選任している場合には、未受講者を解任しても可とする。
- 訪問審査を実施し、安全性に対する取り組み状況について問題の無いことを確認します。
- 再審査の結果、三ツ星事業者の総合評価得点合計点数が 80 点以上の場合は、二ツ星とし、60 点から 79 点までは一ツ星とする。二ツ星事業者の総合評価得点合計が 60 点以上の場合は一ツ星とします。
- 再審査の結果、点数が 60 点未満の場合は、不合格とします。

【認定期間】

- 平成 30 年 4 月～翌年 12 月まで

※次回の申請は平成 31 年 4 月に一般申請による更新申請となります。

※ 選任されている全ての運行管理者が一般講習及び選任されている全ての整備管理者が選任後研修を過去 2 年間に受講していることが必須であるにもかかわらず、受講せず法令遵守事項の基準を満たせず認定を受けられない事例が目立っていますので申請の際は受講状況を必ずご確認ください。